

# 福島区役所 人権啓発用映像ソフト利用申込書

## 利用にあたっての注意事項

- 利用申込時は、「身分証明書等」で利用申込者の本人確認を行います。
- 営利を目的とする使用、転貸または著作権法の規定に反する複製等を目的とした使用は出来ません。
- 借用目的に反して人権啓発用映像ソフトを使用した場合、本市及び利用者の契約は解除され、利用者は直ちに映像ソフトを返還しなければなりません。
- 人権啓発用映像ソフトを破損・紛失した場合は、同一種類の映像ソフトを購入し本市に提供していただきます。
- 人権啓発用映像ソフトを利用しデッキ等再生機の故障などが生じても、本市は一切の責任を負いません。
- 貸出期間は9開庁日（土曜・日曜・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く9日間）以内です。
- 貸出本数1回3本までとします。

「利用者は『福島区役所人権啓発用映像ソフト貸出要綱』を受領しました。利用者は上記の『利用にあたっての注意事項』に同意し、同要綱並びに同注意事項を遵守します。」

題名	本数	種類 (○をつけてください)
		VHS・DVD
		VHS・DVD
		VHS・DVD
借用目的	試写(事前検討)・研修会・自己学習・教材・その他( )	
貸出日	令和 年 月 日 ( ) 午前・午後	
返却予定日	令和 年 月 日 ( ) 午前・午後	
利用者名称	_____	
所在地	<input type="checkbox"/> 大阪市( _____ 区) <input type="checkbox"/> 大阪市外	
利用申込者名	_____	
電話番号	_____	

区役所処理欄	上記により申込があった件について、承認します。		
起案	令和 年 月 日	課長	係長
決裁	令和 年 月 日		
			係員